

# 現場説明書

平成29年9月1日

入札参加者 殿

社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

工 事 名	高千穂学園再編整備に係る建築工事（第Ⅰ期）
工 事 場 所	宮崎県都城市都原町7171
工 事 完 成 期 限	平成30年3月15日まで
<p>【説明事項】</p> <p>下記及び「別紙」並びに別掲の図面及び見積内訳書（PDFファイル）による。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○ 見積内訳書は、あくまでも参考として添付するものです。</p> <p>○ 図面及び参考見積内訳に関して質疑がある場合は、平成29年9月11日（月）正午までに、宮崎県社会福祉事業団宛てに質疑書（別記様式第1号）をファクシミリ送信してください。</p> <p>なお、質疑があった場合は、その回答内容を、平成29年9月15日（金）午後2時以降に宮崎県社会福祉事業団ホームページ（<a href="http://www.m-sj.or.jp/">http://www.m-sj.or.jp/</a>）に掲載します。</p> <p style="text-align: right;">〔（担 当）事務局 経営対策班 （電 話）0985-25-4692 （ファクシミリ）0985-25-4339〕</p>	

[ 別 紙 ]

1 安全対策等について

- (1) 労働安全衛生法に則り、別途工事受注者と安全衛生協議会を設置する等、安全衛生管理体制を整え、工事の安全進行に努めること。  
安全管理については、発注者からの意見等を工程管理に反映させ、必要な対策を講じること。
- (2) 請負者は、建設工事に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画書及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。
- (3) 工事用車両の出入口には必要に応じて交通整理員等を配置し、安全対策に十分配慮すること。
- (4) 工事車両に付着した泥は現場内で落とし、場内外を汚すことのないよう注意すること。
- (5) 本工事と並行して発注する別途工事間の取合調整を十分に行うこと。
- (6) 建設工事の副産物である建設発生土及び建設廃棄物は、関係法令に基づき建設廃棄物処理計画書を提出し、適正に処理を行うこと。  
特に石膏ボード端材は、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、再利用の促進に努めること。
- (7) 敷地内は、禁煙とする。但し、当該施設内において、喫煙場所が指定されている場合は、その場所でのみ可とする。
- (8) 建設予定地には、既存建物（児童入所施設、発達障害者支援センター他）があるので、交通整理員の誘導等により、安全対策が十分確保されるよう留意すること。

2 火災保険等について

- (1) 着工から工事目的物引渡しまでの間（完成から2週間まで）、火災保険に加入すること。火災保険金の受取りは、宮崎県社会福祉事業団とする。（証書の写しを提出すること。）
- (2) 保証書は、材料メーカー、施工業者（協力業者）及び請負者の3者連名とする。（防水10年、塗装3年、配管、配線、クラック等）

3 仮設物等について

- (1) 現場事務所、作業場、資材置場、便所、駐車場に係る規模及び構造等は、効率よく配置することとし、事前に仮設計画書を作成し、監督者に提出すること。
- (2) 定置する足場は、別契約業者にも無償で使用させること。
- (3) 仮設建物等からの汚水、雑排水等の排水先は、監督員と協議すること。

4 その他

- (1) 同一業者が、近接して工事を落札・契約した場合は、設計変更にて当該工事の諸経費の調整を行うものとする。（杭地業工事の場合も同様に、重機を他工区と兼用した場合は変更の対象とする。）
- (2) 電力本受電後、建物引渡し日までの基本料金及び使用料金については、各工事請負者で支払いを行うこと。なお、給水及びガスについても同様とする。
- (3) 建築物の解体等に伴う廃石膏ボードの処理については、安定型処分場で埋立処分することができないので留意すること。  
また、一部の工場で製造された製品から砒素等が成分として含まれることが明らかになったため、万一、解体工事中に発生する廃石膏ボードの中から下記工場での製造が確認された場合には、安定型処分場へその搬入ができないので、注意するとともに、当事業団あて連絡すること。

製品から高濃度の砒素等が確認された工場（平成9年4月までに製造されたもの）  
・小名浜吉野石膏（株）いわき工場 ・日東石膏ボード（株）八戸工場

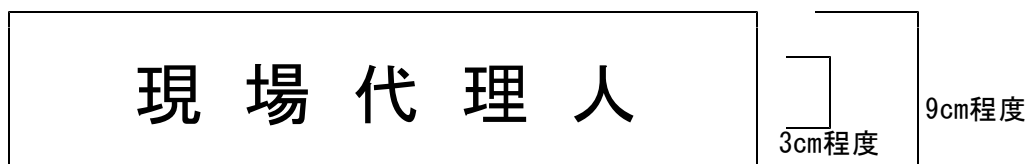
- (4) 石綿（アスベスト）の処理について  
撤去工事施工中に、設計図書に記載のない吹付け石綿及び非飛散性石綿、若しくは疑わしい建築材等を発見したときは、直ちに作業を取り止め、安全対策（人の立ち入り禁止等）を行った上で、監督職員と協議を行うこと。
- (5) 工事着手前に、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の実施内容を周辺住民から見やすい箇所に掲示すること。
- (6) 本工事現場内においては、責任の自覚と意識の高揚、並びに現場作業員及び一般住

民からみた責任者の明確化のため、現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、次の「腕章の仕様」のとおり、腕の見易い場所に腕章を着用すること。  
なお、現場代理人が監理技術者又は主任技術者を兼務する場合は、現場代理人の腕章を着用する。

## 腕章の仕様

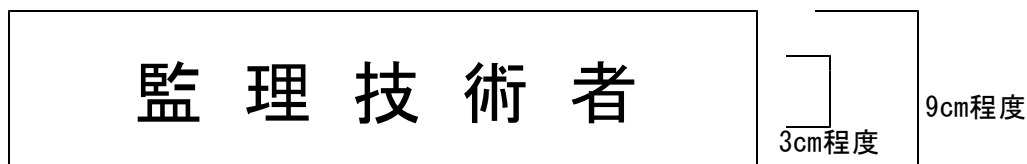
(監督員が請負者と協議する腕章の仕様は、下記を例とする。)

例：現場代理人の場合



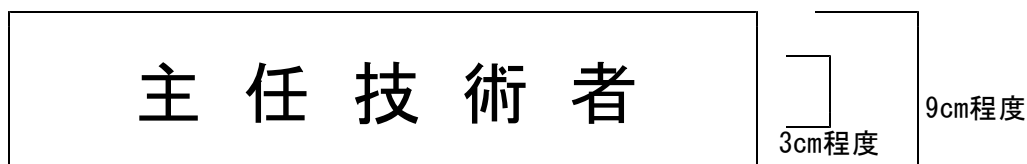
- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可  
3. 色は黄色地に文字は黒を原則とする。

例：監理技術者の場合



- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可  
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。

例：主任技術者の場合



- (注) 1. その他、会社名、会社マーク等の記載も可  
2. 既に使用の腕章で、類似品も可  
3. 色は白地に文字は黒を原則とする。

- (7) 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。  
また、工期経過後についても同様とする。  
(ア) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。  
(イ) 調査票等を提出した事業所の発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。  
(ウ) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行わなければならない。  
(エ) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目について、工事成績の評価項目に該当すると思われる事項について、実施状況を示す資料を、工事完了時まで提出することができる。
- (9) 排出ガス対策型建設機械の使用について

(ア) 排出ガス対策型機械の使用

本工事において、次表に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成9年10月3日建設省経機発第126号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する機械の写真撮影を行い、監督員に提出すること。

(イ) 排出ガス対策型建設機械等を調達することができない場合

次表に示す建設機械について、排出ガス対策型建設機械等を調達できない場合は、管轄の土木事務所又は西臼杵支庁管内の建設機械リース業者のうち、2業者（リース業者が管内に2業者無い場合は、隣接する土木事務所又は西臼杵支庁管内のリース業者を含む。）以上において、排出ガス対策型建設機械等の在庫が無いことを証明する書類を監督員に提出すること。

機 種	備 考
<p>一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪式）</li> <li>・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式）</li> <li>・ 空気圧縮機（可搬式）</li> <li>・ 油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ、バイプロハンマ、アースオーガ</li> <li>油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機</li> <li>オールケーシング掘削機、アースドリル</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> <li>地下連続壁施工機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ ホイールクレン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

(10) 工事標示板の表示内容等について

工事標示板の表示内容は、以下の（ア）～（オ）のとおりとする。

なお、標示板・文字等の大きさ、デザイン等は任意とするが、監督員の承諾を得ること。

(ア) 工事名称

原則として、契約上の工事名（工事番号は除く。）を記載するが、複数の施工者が共同で作成する場合は、〇〇〇建設工事など工事全体がわかるよう記載する。

(イ) 発注者

「社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団」と記載する。

(ウ) 監理者

「株式会社岩切設計」と記載する。併せて電話番号（市外局番を含む。）を記載する。

(エ) 工期

契約工期を記載するが、複数の施工者が共同で作成する場合は、原則として、契約工期の着手が一番早い工事の着手日から完了が一番遅い工事の完了日までを記載する。

(オ) 施工者

商号又は名称を記載する。併せて電話番号（市外局番を含む。）を記載する。なお、複数の施工者が共同で作成する場合には、契約毎に記載する。

(11) 宮崎県産業廃棄物税について

本工事で発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税されるので適正に処理すること。

なお、本工事では産業廃棄物の処理に係る税相当額を見込んでいます。

- (12) 請負者は、製本図面（A 1 版× 4 部、縮小 A 3 版× 4 部）を工事着手前に発注者に提出すること。